

## ご 利 用 に あ た り

1. 調査の目的 工業統計調査は、製造業の実態を明らかにすることを目的とする。
2. 調査の根拠 工業統計調査は、統計法に基づき、工業統計調査規則(昭和 26 年通商産業省令第 81 号)によって実施される「指定統計調査(指定統計第 10 号)」である。
3. 調査の期日 平成 9 年 12 月 31 日
4. 調査の範囲 日本標準産業分類に掲げる大分類 F—製造業に属する事業所である。ただし、國に属する事業所(郵政事業、国有林野事業、印刷事業、造幣事業)は除く。
5. 調査の種類 甲調査 ————— 従業者 30 人以上の事業所を対象とする。  
乙調査 ————— 従業者 29 人以下の事業所を対象とする。
6. 調査の方法 この調査は、自計申告によるもので、調査票の配付並びに収集は、知事の任命する工業統計調査員が行った。
7. 集計の内容 平成 9 年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」を集計したものである。
8. 産業中分類の略称  
結果概要の文中で産業分類(業種)を次のように省略して用いた。
  - 12 食料品製造業 ————— <食 料 品>又は<食料>
  - 13 飲料・たばこ・飼料製造業 ————— <飲 料 ・ た ば こ>又は<飲料>
  - 14 繊維工業 ————— <織 維>
  - 15 衣服・その他の繊維製品製造業 ————— <衣 服>
  - 16 木材・木製品製造業 ————— <木 材 ・ 木 製 品>又は<木材>
  - 17 家具・装備品製造業 ————— <家 具 ・ 装 備 品>又は<家具>
  - 18 パルプ・紙・紙加工品製造業 ————— <パ ル プ ・ 紙 >又は<紙>
  - 19 出版・印刷・同関連産業 ————— <出 版 ・ 印 刷>又は<出版>
  - 20 化学工業 ————— <化 学>
  - 21 石油製品・石炭製品製造業 ————— <石 油 ・ 石 炭>又は<石油>
  - 22 プラスチック製品製造業 ————— <プラ ス チ ッ ク 製 品>又は<プラスチック>
  - 23 ゴム製品製造業 ————— <ゴ ム 製 品>又は<ゴム>
  - 24 なめし革・同製品・毛皮製造業 ————— <皮 革>
  - 25 窯業・土石製品製造業 ————— <窯 業 ・ 土 石>又は<窯業>
  - 26 鉄鋼業 ————— <鐵 鋼>
  - 27 非鉄金属製造業 ————— <非 鉄 金 属>又は<非鉄>
  - 28 金属製品製造業 ————— <金 属 製 品>又は<金属>
  - ★29 一般機械器具製造業 ————— <一 般 機 械>又は<機械>
  - ★30 電気機械器具製造業 ————— <電 気 機 械>又は<電気>
  - ★31 輸送用機械器具製造業 ————— <輸 送 機 械>又は<輸送>
  - ★32 精密機械器具製造業 ————— <精 密 機 械>又は<精密>
  - 34 その他の製造業 ————— <そ の 他>産業 3 類型区分  
○印は生活関連型産業 ◎印は基礎素材型産業 ★印は加工組立型産業

### 9. 統計表等に用いた用語

- (1)従業者数 常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。
- (2)現金給与総額 平成 9 年 1 年間に常用労働者に対して決まって支給された給与(基本

給等)と、特別に支払われた給与(期末賞与等)及びその他の給与の合計額である。

(3) 原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費(外注加工費)を含めた総額である。

(4) 製造品出荷額等 平成9年1年間における製造品出荷額、加工費収入額、修理料収入額、くず及び廃物出荷額及びその他の収入額を含めた総額で内国消費税額を含んでいる。

(5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりである。

ア. 生産額=製造品出荷額等+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)+(半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額)

イ. 付加価値額=生産額-原材料使用額等-内国消費税額-減価償却額

ウ. 粗付加価値額=製造品出荷額等-原材料使用額等-内国消費税額

#### 10. 生活創造圏別区分

(1) 桑名・員弁生活創造圏 桑名市、桑名郡、員弁郡

(2) 四日市生活創造圏 四日市市、三重郡

(3) 鈴鹿・亀山生活創造圏 鈴鹿市、亀山市、鈴鹿郡

(4) 伊賀生活創造圏 上野市、名張市、阿山郡、名賀郡

(5) 津・久居生活創造圏 津市、久居市、安芸郡、一志郡(三雲町除く)

(6) 松阪・紀勢生活創造圏 松阪市、飯南郡、多気郡、三雲町、大宮町、紀勢町、大内山村

(7) 伊勢志摩生活創造圏 伊勢市、鳥羽市、志摩郡、度会郡(大宮町、紀勢町、大内山村除く)

(8) 尾鷲生活創造圏 尾鷲市、北牟婁郡

(9) 熊野生活創造圏 熊野市、南牟婁郡

#### 11. 記号及び注記

(1) 統計表中の「X」は、2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。

また、3事業所以上であっても、他との関連により秘匿の必要がある箇所は「X」で表した。

秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合がある。

(2) 「-」印は該当数値なし、「△」印はマイナスの数値を表す。

(3) 各数を四捨五入又は切捨てることにより、総数が内訳を集計した数と一致しない場合がある。

(4) この結果の数字は、県において集計した概数であって、通商産業省公表のものと相違する場合がある。